

令和6年度 袋井市中小企業等デジタル化推進業務仕様書

この業務仕様書は、袋井市が実施する「袋井市中小企業等デジタル化推進業務」を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

袋井市中小企業等デジタル化推進業務

2 業務の目的

労働人口の減少や雇用のミスマッチなど、少子高齢社会による社会構造が急速に変化するとともに「人手不足」が深刻化するなか、生産性の向上を図るためには、業務のデジタル化が急務となっている。

令和4年度に実施した「袋井市中小企業デジタル化に向けた実態調査」の結果から、業務のデジタル化にあたり、導入事例の紹介や相談アドバイスを求める回答が一定数あり、何をデジタル化してよいか（業務の対象）やデジタル化の成果（効果）の見える化という課題が判明し、導入事例の紹介や専門家との経営課題の解決などを通じた業務デジタル化に係る細やかな支援の必要性が示唆された。

これらのニーズに応え、事業のデジタル化の推進と市内中小企業等の経営力を高めることで、より環境の変化に対応できる「稼ぐチカラ」の強化を目的として、伴走型の中小企業等デジタル化推進業務を実施する。

3 業務の期間

令和6年5月中旬（契約締結日）から令和7年3月14日（金）まで

4 内容及び仕様

（1）支援対象事業者の選定

ア 市及び受託者が候補となる事業者を募集

イ 上記アにより応募した事業者から、市及び受託者が候補となる事業者（最大10事業者程度）を選定

ウ 上記イにより選定した事業者について、現地で面談し経営課題を聴取
エ 面談の結果を踏まえ、課題が業務のデジタル化によって解決でき、かつ
他の事業者への波及効果が見込まれる6事業者程度（実施事業者4事業者
・補欠事業者2事業者）を支援対象事業者として選定

（2）経営課題解決に向けた支援

支援対象事業者6事業者の内4事業者に対し5回程度のコンサルティングを実施する（ただし、途中で支援を受けることを中止する事業者が発生した場合は、補欠事業者となった支援対象事業者を対象として改めて支援を行うこと）なお、コンサルティングの内容は次のアからウまでのとおりとする

ア 事業所（作業場）への視察や事業者へのヒアリング等を通じ経営課題を分析し図などを使い可視化すること

イ 可視化した経営課題をソフトウェアや機器等の導入によるデジタル技術等を用いて解決するための「デジタル化計画」を策定すること

ウ 導入後のフォロー及び定量的・定性的の両面での効果検証を行うこと（補足）

・イについて

「デジタル化計画」を策定後、支援対象事業者及び市との合意を得ること。

・ウについて

導入したソフトウェア等が円滑に活用できているか確認するとともに、円滑に活用できていない場合は、円滑に活用できるよう支援を行う。併せて導入による効果の検証を行うこと。

（3）補助金の申請補助

袋井市中小企業等デジタル化推進事業費補助金を活用し「デジタル化計画」に則ったソフトウェアや機器等の導入を行う。なお、必要に応じて支援対象事業者の補助金申請に係る手続きを支援すること。

（4）事業報告（成果物の納品）

事業者名や規模などの事業者の情報（会社情報）に加え、次のアからキまでの事項を含め紙媒体1部及び電子データで納品すること。

ア 支援対象事業者の抱える経営課題

イ 受託者による経営課題の分析結果

ウ 面談記録

エ デジタル化計画

オ 解決した課題及び達成した目標

カ 課題解決に向け導入及び活用したデジタルツールやフレームワークなどのメソッド

キ 導入前の状況及び導入後の業務の変化（効果の検証）

※電子データは、市の指定する方法で納品すること。

令和7年2月14日（金）までに作成し、納品することし、残りの契約期間は、修正等の予備期間とする。

なお、完成している場合は、期日を待たず、速やかに提出すること。

（補足）

・ウについて

各面談日の様子が分かる画像を添付すること。

・エについて

経営課題をデジタルツールによって解決するためのロードマップとなるようスケジュールも記載すること

● 提案いただきたい内容

（１）経営課題の可視化の方法（プロセス・アウトプット（過去に取り扱った事例による提示も可））

（２）経営課題を解決するデジタル技術等の選定方法（選定プロセス・提案できる解決策の範囲）

（３）他の事業者への波及を促すにあたっての工夫

5 その他

（１）受託者は、市と綿密に連絡を取りながら委託業務を実施しなければならない。

（２）契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。

（３）本業務の成果品に関する所有権及び著作権等一切の権利は市に帰属する。

(4) 業務の遂行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に明記されていない事項及び疑義等が生じた場合は、市と協議しその指示に従うものとする。

(5) 受託者は、袋井市中小企業等デジタル化推進業務に関連して知り得た情報やその他機密に属すべき一切の事項を支援対象事業者及び市の合意なしに、第三者に開示・漏洩させないものとする。また、これにより生じた損害について、市は一切の責任を負わないこととする。

6 納品場所

袋井市役所 2 階 産業部産業未来課産業政策係 窓口